

平成 29 年 3 月 22 日

農薬及び動物用医薬品 56 品目の食品安全基本法 第 24 条に基づく意見聴取について

1. 経緯

国内で使用（食品として供される農畜水産物の生産における使用をいう。）がない農薬及び動物用医薬品について、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）における使用状況及び残留基準の設定状況等の確認並びにコーデックス基準の確認等を行い、さらに、海外主要国等に対して評価に必要なデータの提供を求めたところ、提供がなかったことから、国外における流通及び国内への流入の可能性は極めて低いと考え、暫定基準値を一括削除することについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項に基づき、食品安全委員会に意見を聴取するものである。

2. 意見聴取を行う物質の概要と一括削除の考え方

意見聴取を行う農薬及び動物用医薬品 56 品目の概要は以下のとおりである。

- (1) 現在設定されている基準値は一律基準以上である。
- (2) 諸外国及び国際機関において ADI が設定できない物質とされていない。
- (3) 使用実態が不明であることから海外主要国を含めた世界 52 カ国・地域に対して評価に必要なデータの提供を求めたところ資料の提供がなかったことから、資料の入手は極めて困難である。
- (4) コーデックス基準が設定されておらず、今後も当該基準が設定される見込みがない。
- (5) 過去 5 年間の輸入時検査の結果において、検出事例がない。
- (6) 国内における登録又は承認がなく、今後も申請される予定はない。

上記より、当該 56 品目の暫定基準値を一括削除する。この場合にあっては一律基準又は抗菌性物質（20 品目）については「含有してはならない」というリスク管理に変更となるが（1）及び（2）により、現状より厳しい管理措置となることからリスクが高まることはない。

また、（3）～（5）により、当該 56 品目について国外における流通及び我が国において当該品目が残留する食品の流入の可能性は極めて低く、（4）～（6）により、我が国において当該品目が残留する食品が流通する可能性は極めて低いと判断できることから、食品に残留する実態のない農薬の暫定基準値を維持し続けることは適当ではないと考えられる。

3. 今後の予定

上記56品目については、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴き、薬事・食品衛生審議会において、暫定基準値の一括削除について審議を行う。

なお、当該56品目について、国内外において残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があつた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討する。